

省 令

○農林省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十四年三月十九日

農林大臣 長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「ココヤシ」の下に「並びにハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイヤ」の下に「ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパイヤであつて農林大臣が定める基準に適合しているものを除く。次項において同じ。」を加える。

附 則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。